

物品・役務等に係る入札参加資格審査申請の 共同受付・審査の体制及び共通システムの整備について

1 検討の背景

2 地方公共団体における共同受付・審査の実施及びシステム整備の状況

3 共同受付・審査の事務フローと体制整備、共通システムの主な機能等

4 広域又は全国的な共同受付・審査の体制及び共通システムの特徴

○ 経済団体へのヒアリングの結果、経済団体から、地方公共団体の調達関連手続について以下の旨の指摘がなされた。

- ・ 入札参加資格審査の申請項目や申請方法等が地方公共団体ごとに異なることや、申請手続がオンライン化されていないこと、署名・押印が求められていることによって、事業者の事務負担が大きくなっている。
- ・ **このため、申請項目等を共通化するとともに、政府調達関連システムを活用することなどによって、デジタル完結・ワンスオンリーを実現すべき。**
- ・ このようなDXにより、**地方公共団体・事業者双方の事務負担を削減し、生産性を向上**することが期待。
- ・ その際、小規模事業者には、DXに対応できる経営リソースが少ない可能性。**小規模事業者保護の観点からの配慮や支援が重要。**

項目・申請方法等の共通化に関する意見

現状

- 団体ごとに申請項目・必要書類が異なり、また、申請時期、資格の有効期間等が異なることで、**申請方法の確認や申請事務が煩雑。**
- 必要性が認められない申請項目がある。
- 必要書類が多く、リソースが限られるスタートアップにとって大きな負担。
- 個々の入札において要件の上乗せ（地域要件や過度な実績）を行うことが、新規参入や地域外事業者の参入を阻害。

対応案

- **申請項目等を共通化**するとともに、**簡素化・簡略化**すべき。
- **資格を全国共通**とし、原則として**独自項目を設定しない**こととすべき。
⇒ 地域の実情を踏まえ、**必要に応じて独自項目を設定可能**とすべき。
小規模事業者保護の観点から、現状の加点措置は維持されたい。

システム化に関する意見

現状

- 未だに**署名・押印**、紙媒体での申請（**郵送・持参申請**）などのアナログな手続が多く存在。電子契約を導入している団体も少数。
- 独自システムは、地方公共団体にとっては保守・運営コストを、事業者にとっては個別に対応するための追加コストを生じさせている。

対応案

- デジタル原則に則り、全手続を**デジタル完結**すべき。データ連携により**ワンスオンリーを実現**すべき。
- 全団体の手続を単一の電子申請プラットフォームで行えることが適当。**政府調達関連システムを活用**することを検討すべき。
- **地域の小規模事業者にとって、電子化のメリットは少ない。**また、地域外事業者の受注が増加し、小規模事業者の**受注が難しくなるおそれ**。小規模事業者が入札から排除されないよう留意することが必要。

共通化・デジタル化の効果に関する意見

- 事業者の受注コストが低減。**地方公共団体にとっても、審査・契約に係る事務負担やシステムの保守・運用経費の減**が期待。行政サービス向上に資する施策検討等、**注力が必要な事務に人的リソースを集中**させることが可能となる。
- 手続が共通化されることにより、**調達の透明性と公正性の確保**が期待。また、スタートアップ等の新しい主体の参画の促進を期待できる。

- 令和5年11月に開催した新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会(第13回)において、調達関連手続の共通化・デジタル化に関して地方公共団体と意見交換を行った。地方公共団体からは、以下のような意見があった。

項目等

申請項目等については、地域の実情に応じて定めていることから、**一律に共通化すること(地域特有の加点要素を廃止すること)は困難**との意見があった一方、**資格審査申請時には地域特有の要件を設けていないため、共通化に大きな障害はないとする意見**もあった。

申請方法

申請時期や有効期間等の**申請方法**については、**共通化できるのではないか**との意見があった。

システム

共通化しつつ、**各団体が個別の申請項目等を設定できるシステム**とすることが望ましいとの意見のほか、共通システムの運用に係る**体制整備が必要**、**各団体の意見が反映されにくくなる**、**小規模事業者への配慮が必要**等の意見があった。

項目・申請方法等の共通化に関する意見

- **審査基準等**は、地域の実情に応じて定めていることから、**一律に共通化することは困難**。
- 申請項目の**地域特有の加点要素を廃止することは困難**。区域外事業者の参入により、区域内の小規模事業者が落札できなくなることはないよう、区域内の**小規模事業者の受注機会の確保**を重視している。
- 地域の事業者からは、自らが力を入れて取り組んでいること(地域要件等)を評価してほしいとの声がある。現行の申請項目を廃止することは、地域の事業者の理解が得られないおそれ。
- ⇒ **資格審査申請時に地域要件を設けていないため、共通化に大きな障害はない**。**地域要件は、個別の入札の資格として設定**しており、また、総合評価方式の場合に加点要素として申請を求めている。
- 事業者目線に立てば、**必要書類は最小限**にすべき。
- **申請時期や有効期間は、共通化できるのではないか**。

システム化に関する意見

- 原本を確認する必要がある必要書類を電子化すること、又は**写しの有効性を認めること**について整理することが必要ではないか。
- **全国共通の項目**を取り入れつつ、各団体が**個別の申請項目の設定や格付、名簿作成等を行うことのできるシステム**が理想的である。また、共通項目・個別項目を一体的に格付できるシステムを構築する必要。
- 共通審査・個別審査の**体制整備が必要**。また、共通システムが構築された場合、これまで以上に**各団体の意見が反映されにくくなる可能性**(決定事項には従う)。
- コストや人力的な課題により電子化を見送る団体も多い。**共通化は、単独でシステムを整備するよりも安価**となることを理解してもらう必要。
- 事業者へのオンライン申請に係る説明会の実施や共通マニュアルの整備、共通のコールセンターの設置等があると取組が進むのではないか。
- これまで郵送(書面)で申請してきた**小規模事業者がオンライン申請に対応できないおそれ**。書面申請とオンライン申請を併用する必要。

- 地方公共団体や事業者の意見を踏まえて取りまとめられた「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会 報告書」（令和5年12月）においては、**広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備**することが提言されている。

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会 報告書（令和5年12月）

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

3 地方公共団体共通のシステムの整備等

これまで述べてきたように、調達関連手続を共通化するとともに、当該手続のデジタル完結・ワンスオンリー化を実現することによって事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点からは、**広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、調達関連手続についてデジタル技術を活用した方法により行えるようにすることが考えられる。**この方法としては、以下のものが考えられる。

- ① **都道府県単位での共同の調達関連システムを整備**が全国的に行われるよう促進すること
- ② 国の物品・役務に係る調達関連手続を行うことができる**政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用**できるようにすること
- ③ **全地方公共団体共通の調達関連システムを新たに整備**すること

①については、現在、14の府県において、府県内の市町村等と共同で入札参加資格審査申請の受付を行うなど、共通化の取組が進められていることを踏まえ、この取組を全国的に横展開していく方法であり、**既存の共通基盤や入札参加資格の共通の審査体制を有効活用**することができるほか、②及び③と比べて、**地方公共団体間の丁寧な合意形成が可能**となり、入札参加資格審査の申請項目等の**共通化される範囲が広がる**ことが見込まれると考えられる。他方で、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、個別の地方公共団体ごとに入札参加資格審査申請等の手続を行う必要はなくなることとなるが、**都道府県ごとに手続を行う必要**がなお残るという課題がある。

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会 報告書（令和5年12月）

②及び③については、全地方公共団体が新たに単一の共通システムを活用して調達関連手続を行う方法であり、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、**入札参加資格審査申請等の手続を単一のシステムを通じて行うことができる**こととなる。他方、各地方公共団体にとって、**全国的に調達関連手続を行う事業者がどの程度見込まれるのかは様々**であると考えられるほか、全地方公共団体を対象として合意を形成していく必要があることから、入札参加資格審査の申請項目等の**共通化される範囲をどこまで広げることができるか**という論点があり、これらについては、地方公共団体の意見を聞きながら、検討を進める必要がある。

また、②又は③の具体化を図ろうとする場合については、**地方公共団体の調達関連システムとの情報連携の方法**(各地方公共団体において調達関連システムが整備されることを前提にAPI連携するか、又は電子メールによるか等)や、共通システムと地方公共団体の個別システムとの**接続方法**(LGWANを通じた政府共通プラットフォームとの接続の可否等)やその際の**セキュリティの確保**などの技術的な事項に係る検討を要する。さらに、②又は③の共通システムの**整備・運用の主体**や**人的体制**、**経費負担**をどのようにするか、入札参加資格審査申請の共通項目等の**事前の形式審査を行うのか**、行うとした場合、どのような**体制・方法**とするか、様式・項目等や申請方法等について**地方公共団体の意見を反映させられるよう協議する場を設ける必要があるかなど**についても検討する必要がある。

調達関連手続のデジタル化については、今後、①から③までの方法について、上記の課題や検討事項等を踏まえて、その実現可能性やこれらの方法を組み合わせることも含め、具体的な検討を進めていく必要があるものと考えられる。

- 上記報告書の提言を踏まえ、本部会において、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上の観点から、
 - ・ 物品・役務等に係る**共通の入札参加資格審査申請システムの整備・運用の方向性**(広域又は全国単位)
 - ・ 共通システムの整備・運用の前提となる**共同受付・審査の体制の構築の方向性**について、**広域又は全国的な共同受付・審査の体制及び共通システムの特徴や実現可能性等を整理しながら、検討を進めることとするか。**

1 検討の背景

2 地方公共団体における共同受付・審査の実施及びシステム整備の状況

3 共同受付・審査の事務フローと体制整備、共通システムの主な機能等

4 広域又は全国的な共同受付・審査の体制及び共通システムの特徴

地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査の概要

- 総務省の「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」(令和5年12月)において、調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性として、以下が提言された。
 - ・ 入札参加資格審査の申請様式・項目等の共通化についてさらに踏み込んだ取組を行うこと
 - ・ 申請方法の共通化を進めること
 - ・ 広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備すること
- 総務省と地方公共団体で構成する「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」において、**これらの取組に関する具体の検討を行うに当たって、調達関連手続の実態を把握**する必要があるため、令和6年3月に以下の**調査を実施**。

1. 入札参加資格審査申請に係る標準項目等の導入状況※

- ① 導入状況
- ② 導入予定時期
- ③ 導入に係る課題、導入しない理由 等

※ 総務省が国の申請項目等を参考にして令和3年に取りまとめ、地方公共団体に活用を要請した標準の申請項目・添付書類等。

2. 物品製造等の入札参加資格審査の申請方法の状況

- ① 申請時期・受付期間
- ② 入札参加資格の有効期間
- ③ 申請の受付方法 (対面／郵送／メール／システム等)
- ④ 審査結果の通知方法
- ⑤ 資格者名簿の公開方法 等

3. 物品製造等の入札参加資格申請の共同受付の状況

- ① 共同受付の開始時期
- ② 共同受付を行っている団体数・団体の枠組み
- ③ 共同受付の体制 (構成・システム整備・人的体制・経費負担)
- ④ 共同での受付方法
- ⑤ 共同での審査方法 等

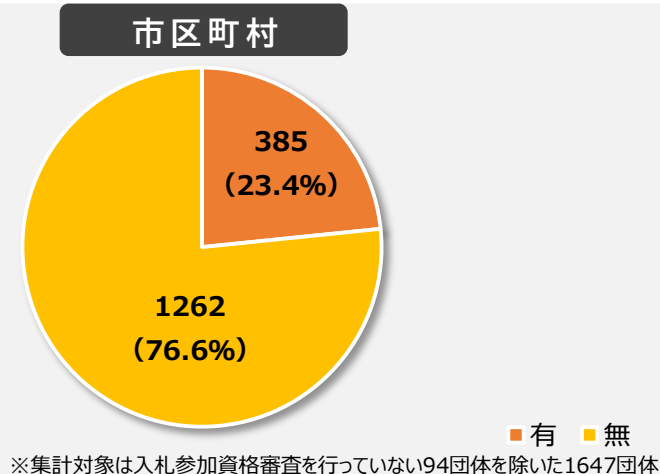
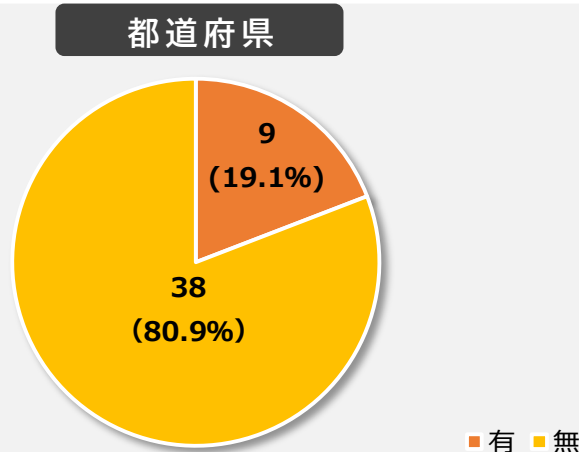
4. 調達関連手続のデジタル化の状況

- ① システムの整備状況
- ② 他団体と共同したシステム整備の有無
- ③ システム環境 (クラウドサービス／オンプレミス)
- ④ 事業者のオンラインでの手続の可否
- ⑤ 署名・押印の見直しの有無 等

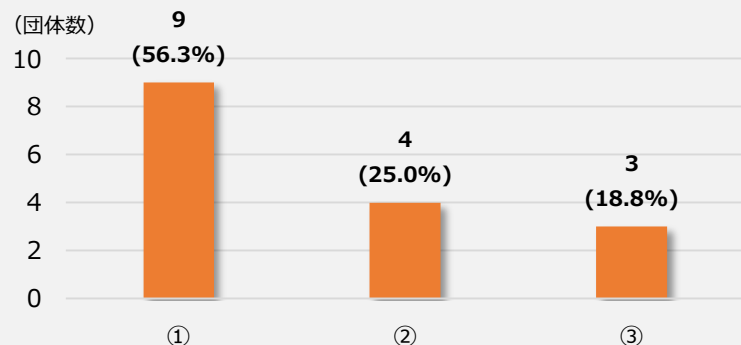
物品・役務等の入札参加資格審査申請の共同受付の現状

- 物品・役務等の入札参加資格審査申請の共同受付を実施している都道府県は9団体(19.1%)、市区町村は385団体(23.4%)となっており、**約2割の地方公共団体において、既に共同受付が実施されている。**
- 共同受付の枠組みの数は16となっており、「都道府県及び都道府県内市区町村等(一部事務組合が参加している場合を含む)」で構成する枠組みが最も多くなっている(10団体(63.5%))。

<共同受付の実施の有無>



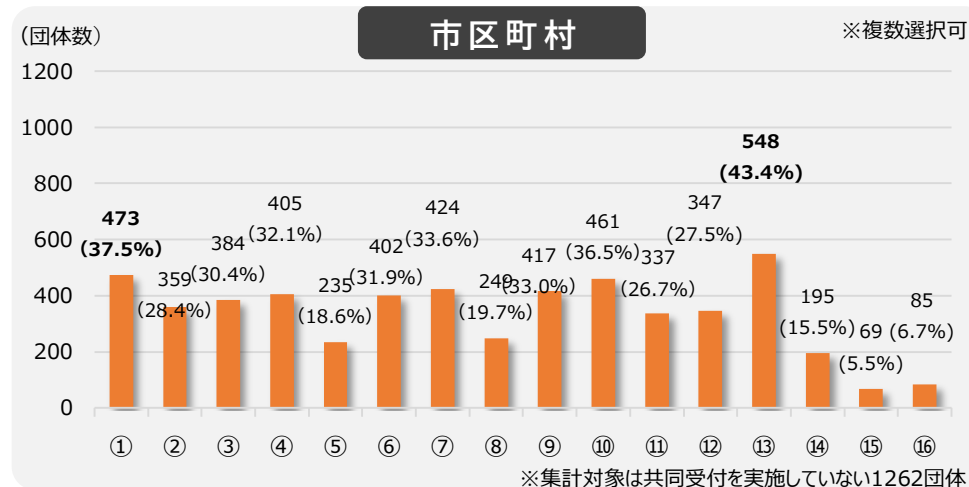
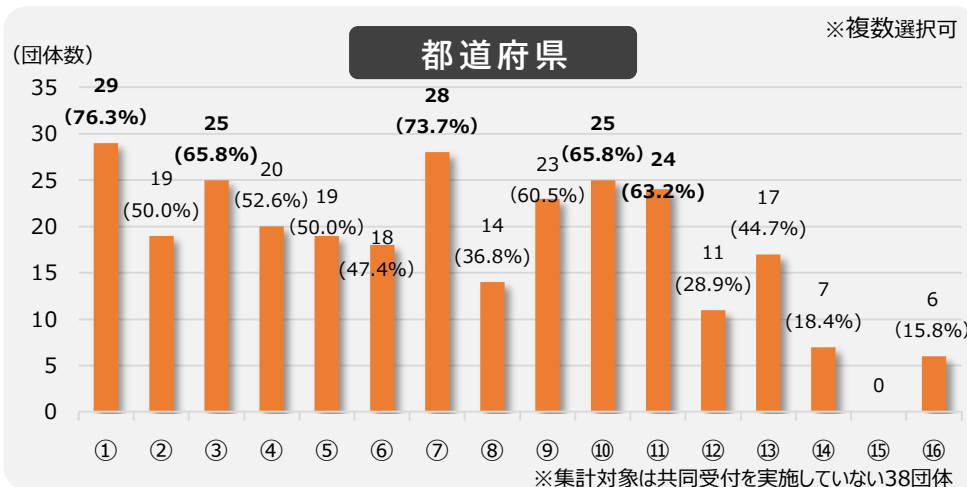
<共同受付の枠組み>



- ① 都道府県及び都道府県内市区町村等
(一部事務組合が参加している場合を含む)
- ② 近隣の市区町村等
(一部事務組合が参加している場合を含む)
- ③ 一部事務組合
(他の一部事務組合の審査事務についても併せて処理している場合を含む)

共同受付の実施の課題

- 共同受付の実施の課題について、**都道府県**においては、29団体(76.3%)が「**①申請項目の共通化が難しい**」、25団体(65.8%)が「**③必要書類の共通化が難しい**」として、共通化の難しさを指摘している。
- また、28団体(73.7%)が「**⑦受付・審査体制の整備が難しい**」、25団体(65.8%)が「**⑩システム整備・運用に係る財源確保が難しい**」、24団体(63.2%)が「**⑪共通システムと団体内部のシステムとの連携が難しい**」と指摘している。
- **市区町村**においては、「**⑬デジタル化に対応できていない地域の中小・小規模事業者にとって参入障壁となる**」ことを指摘する団体が最も多かった(548団体(43.4%))。
- また、473団体(37.5%)が「**①申請項目の共通化が難しい**」ことなどを指摘しているが、総じて、**課題を指摘した市区町村の割合は、都道府県よりも小さかった。**



- ① 申請項目の共通化(独自項目の共通化)が難しい
- ② 団体ごとに希望する資格の種類が異なる
- ③ 必要書類(添付書類)の共通化(独自の必要書類の共通化)が難しい
- ④ 申請時期・受付期間の共通化が難しい
- ⑤ 資格の有効期間の共通化が難しい
- ⑥ 受付方法(窓口、郵送、メール、システム等)の共通化が難しい
- ⑦ 受付・審査体制の整備(幹事団体や共通審査主体の決定等)が難しい
- ⑧ 共同化することが事務負担軽減に資さない。費用対効果が見込めない。必要性が認められない。
- ⑨ 共通システムの整備・運用に係る人材確保が難しい

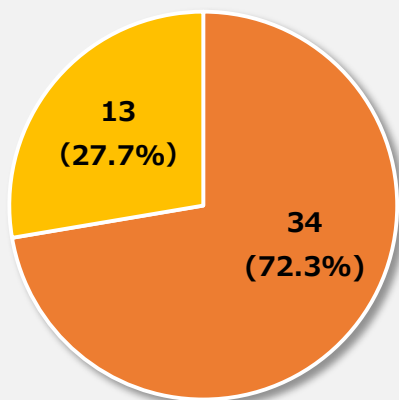
- ⑩ 共通システムの整備・運用に係る財源確保が難しい
- ⑪ 共通システムと団体内部のシステム(入札、契約、財務会計システム等)との情報連携・互換性確保が難しい
- ⑫ 地域の中小・小規模事業者への受付方法の変更についての周知に係る事務負担が大きい
- ⑬ デジタル化に対応できていない地域の中小・小規模事業者にとっての参入障壁となる
- ⑭ 必要性を認識しており、共同受付の実施についての検討中
- ⑮ 課題は特になし
- ⑯ その他

物品・役務等の入札参加資格審査申請システムの整備状況等

- 入札参加資格審査申請システム等を整備し、事業者の申請をオンラインで受け付けている都道府県は34団体(72.3%)、市区町村は519団体(31.5%)となっており、**特に市区町村において、申請手のオンライン化が十分に進んでいない**(郵送又は対面での受付が多数となっている)。
- オンラインで申請を受け付けている市区町村のうち、317団体(61.1%)は、他の地方公共団体と共同でシステムを整備しているところであり、**市区町村における入札参加資格審査申請のオンライン化は、他の地方公共団体と共同して進められる傾向にあるものと考えられる。**

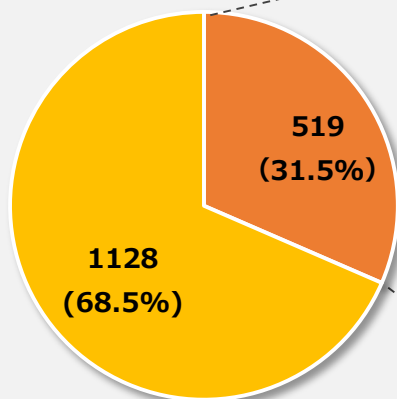
事業者のオンラインでの入札参加資格審査申請の可否

<都道府県>



■ 可 ■ 不可

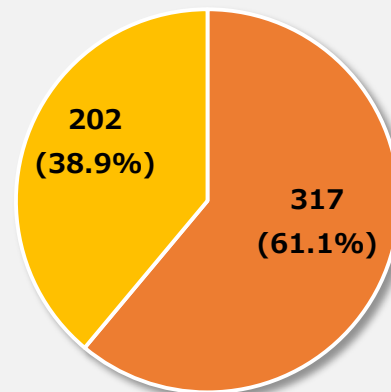
<市区町村>



■ 可 ■ 不可

※集計対象は入札参加資格審査を行っていない94団体を除いた1647団体

他団体と共同したシステム整備の有無(市区町村)

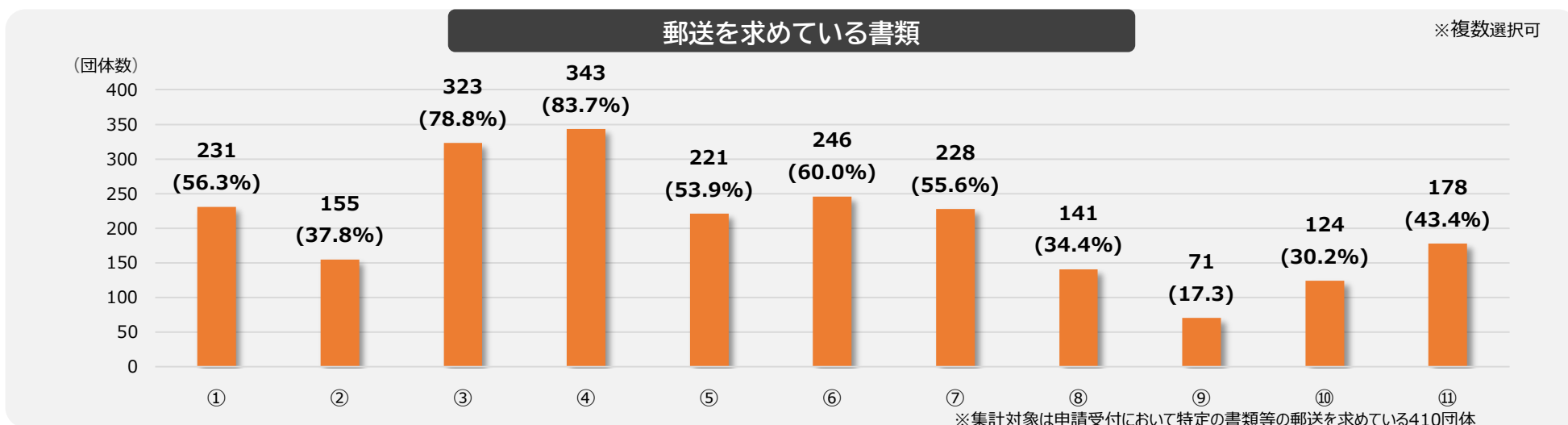


■ 有 ■ 無

※「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

物品・役務等の入札参加資格審査申請において郵送を求めている必要書類

- 入札参加資格審査申請の受付方法について、「メール(特定の申請書類等については郵送)」、「電子申請システム(システム上にアップロード・特定の申請書類等については郵送)」及び「電子申請システム(入力フォーム等に入力して申請・特定の申請書類等については郵送)」を採用している地方公共団体(410団体)において、郵送を求めている書類は、以下のとおりとなっている。各種必要書類について、電子媒体で受け付けられるようにすることを検討する必要があるか。



- ① 入札参加資格審査申請書
- ② 印鑑証明書
- ③ 登記事項証明書
- ④ 納税証明書等
- ⑤ 営業の許認可書
- ⑥ 委任状
- ⑦ 財務諸表
- ⑧ 業務経歴書
- ⑨ 役員一覧表等
- ⑩ 誓約書等
- ⑪ その他

※ その他の具体例

- ・ 格付に関する書類
(ISO認証取得登録証、えるばし認定、くるみん認定、エコアクション21、障がい者雇用状況報告書等)
- ・ 使用印鑑届出
- ・ 納税確認承諾書
- ・ 社会保険及び雇用保険加入状況に係る誓約書
- ・ 営業所一覧表
- ・ 事業所の写真
- ・ 印刷機械設備等状況調書
- ・ 特約店・代理店証明書

※「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

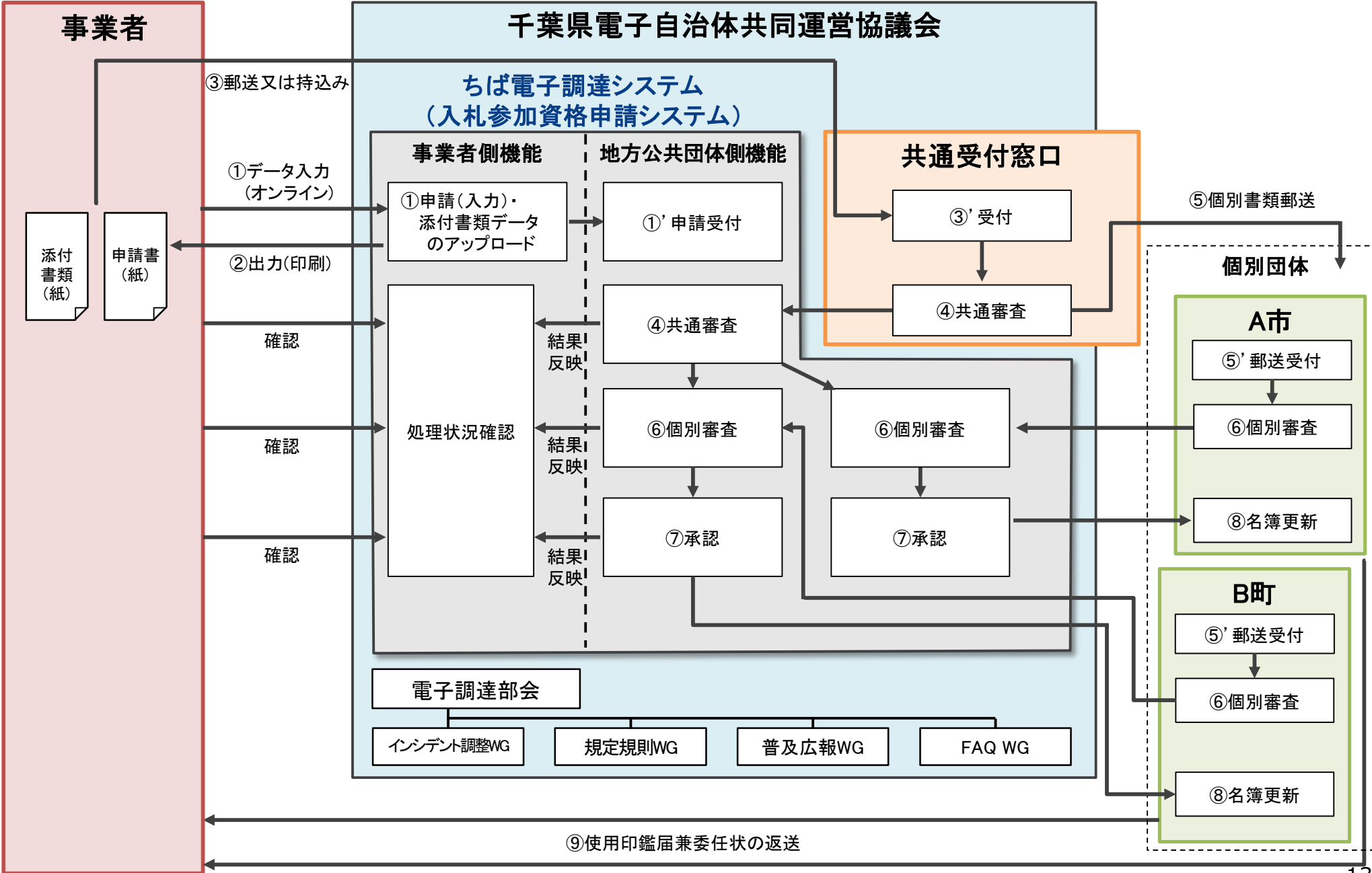
1 検討の背景

2 地方公共団体における共同受付・審査の実施及びシステム整備の状況

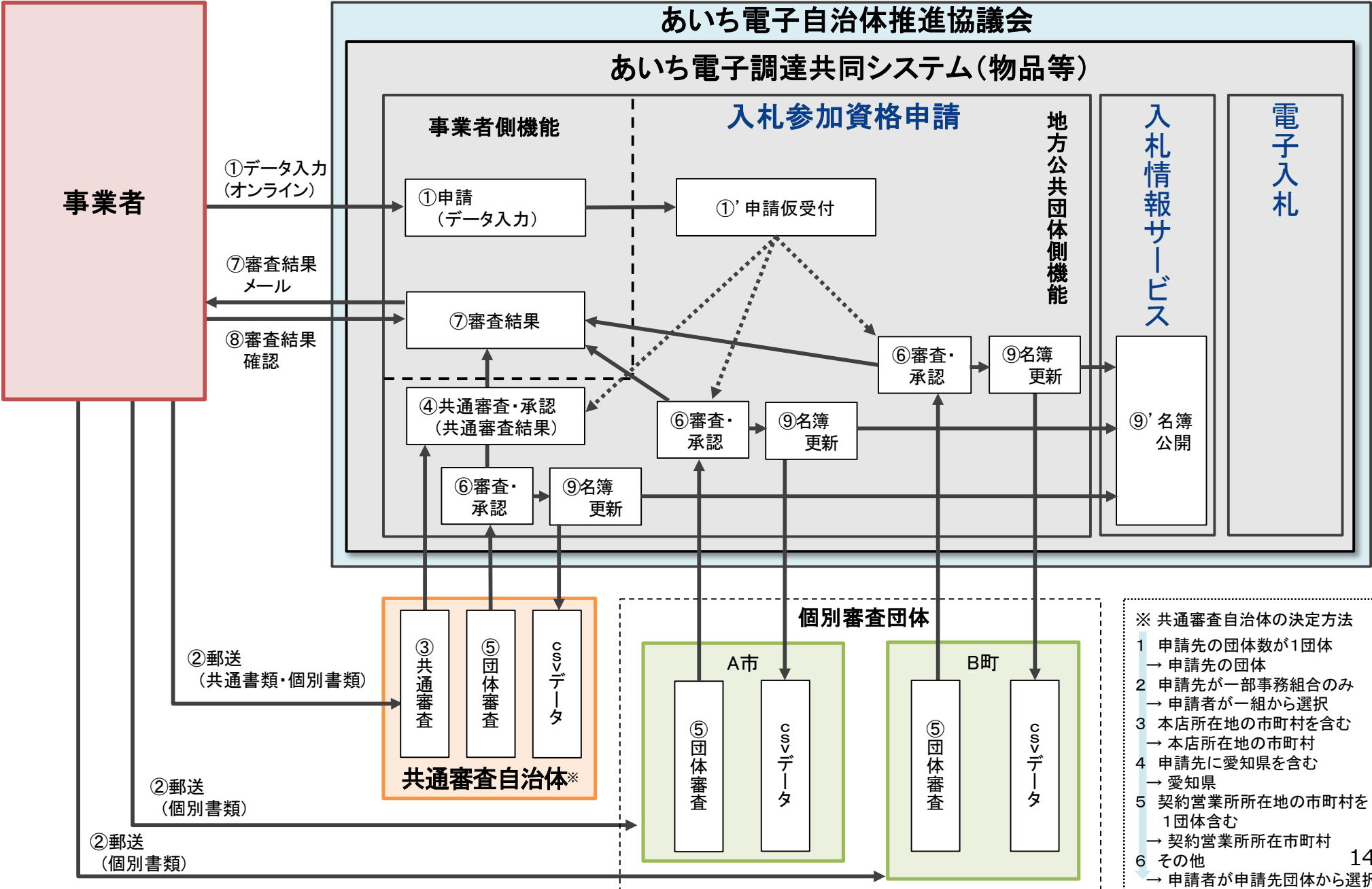
3 共同受付・審査の事務フローと体制整備、共通システムの主な機能等

4 広域又は全国的な共同受付・審査の体制及び共通システムの特徴

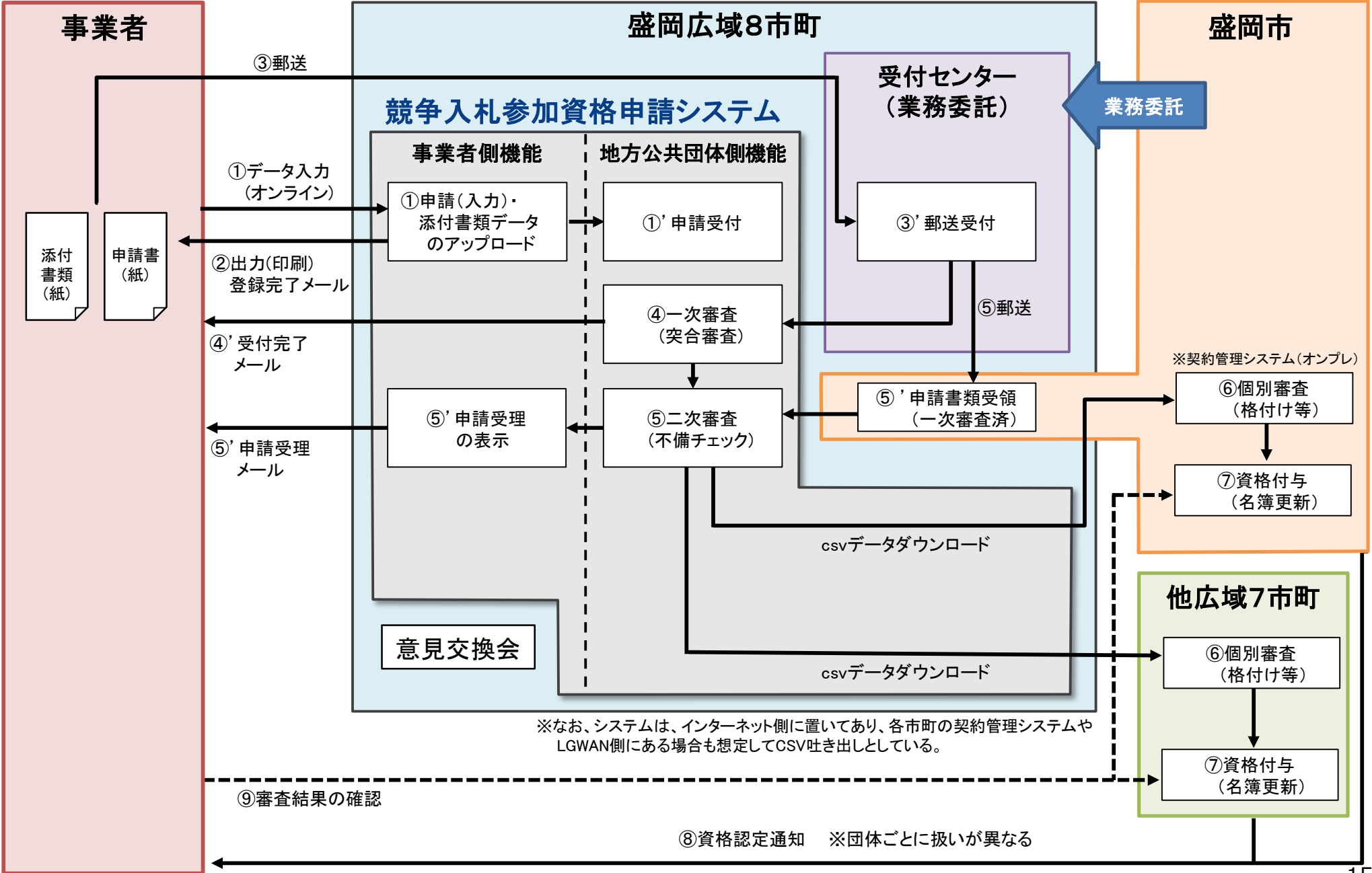
事務フロー例①（千葉県電子自治体共同運営協議会）



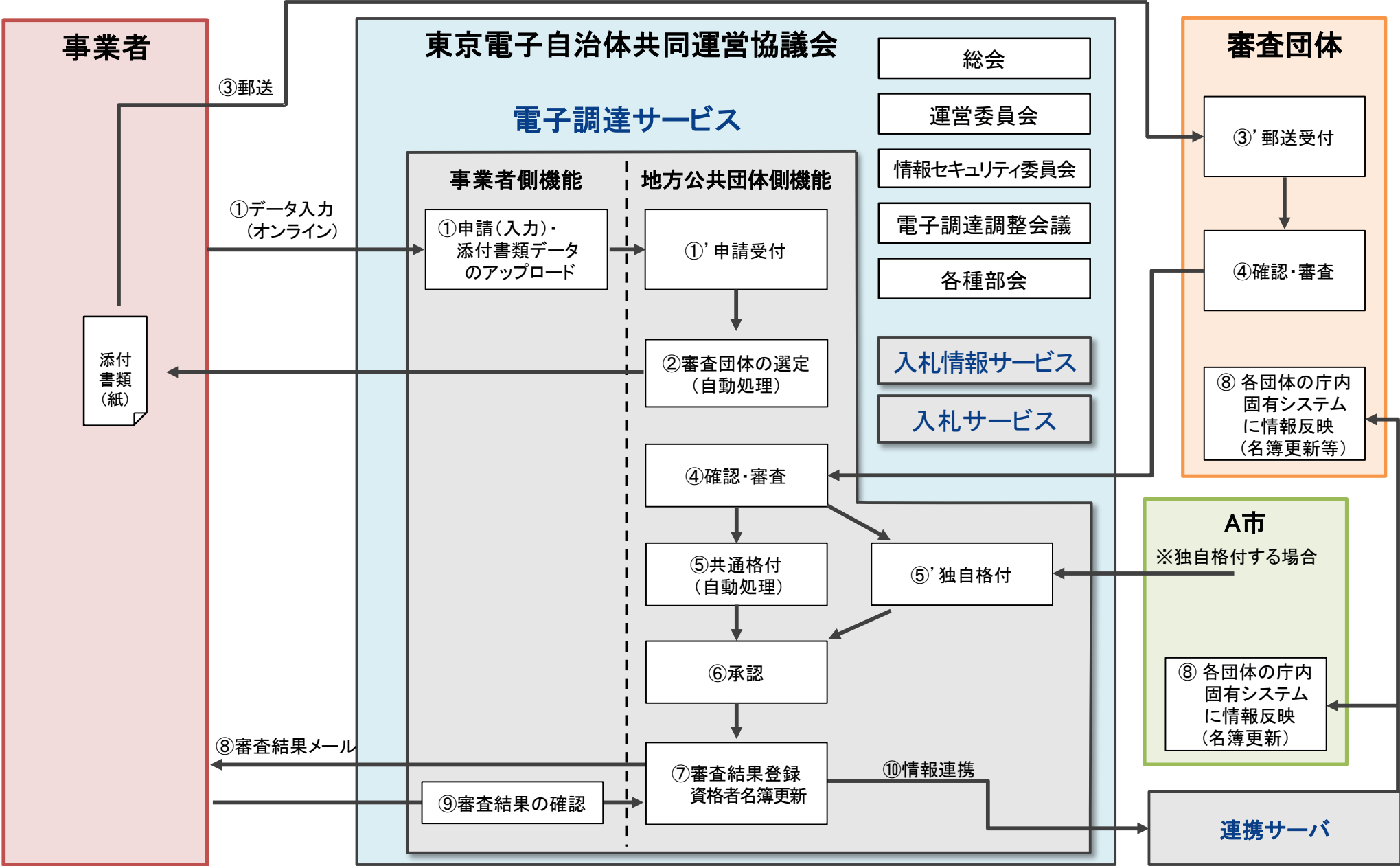
事務フロー例②（あいち電子自治体推進協議会）



事務フロー例③（盛岡広域8市町）

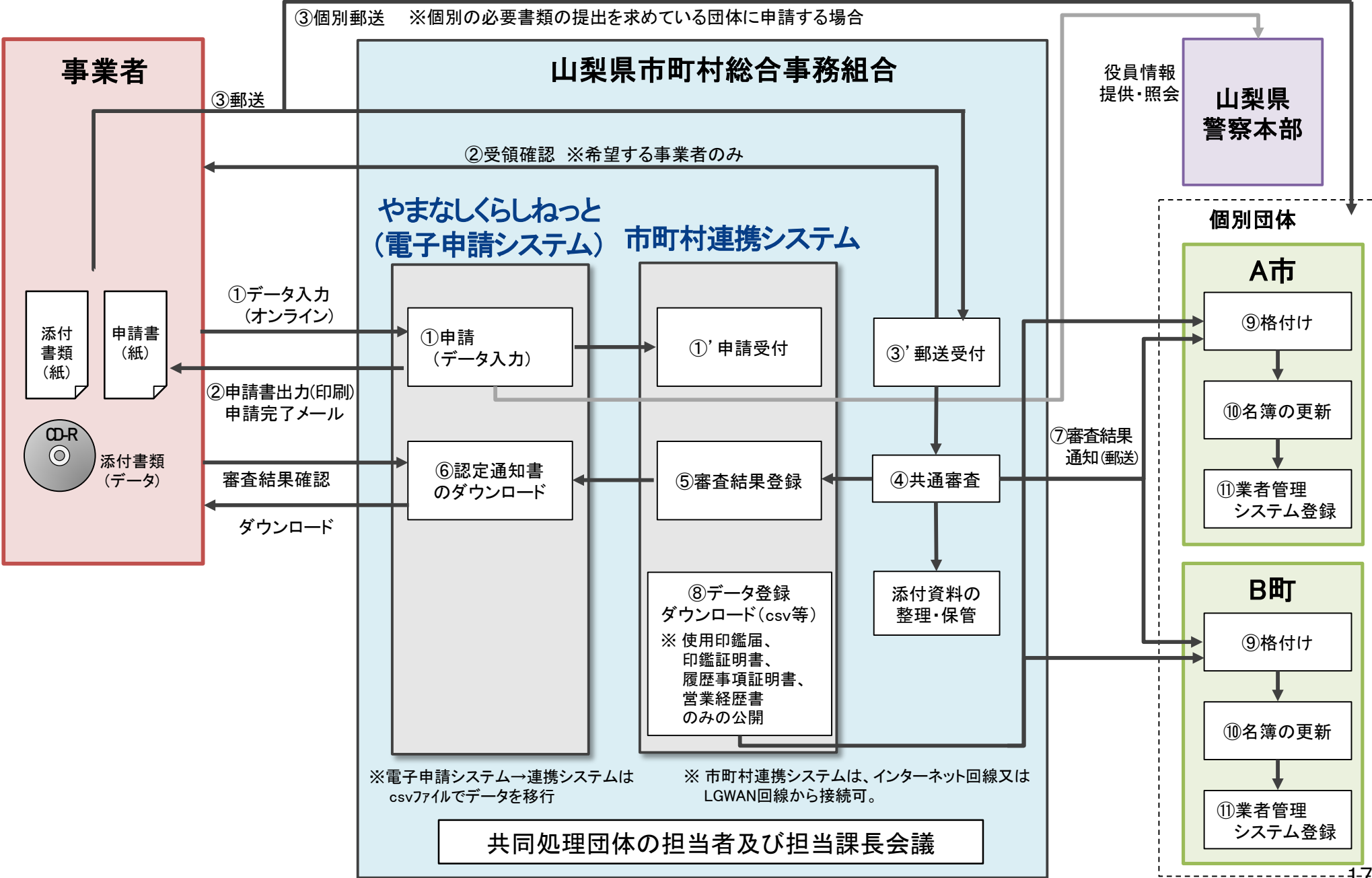


事務フロー例④（東京電子自治体共同運営協議会）



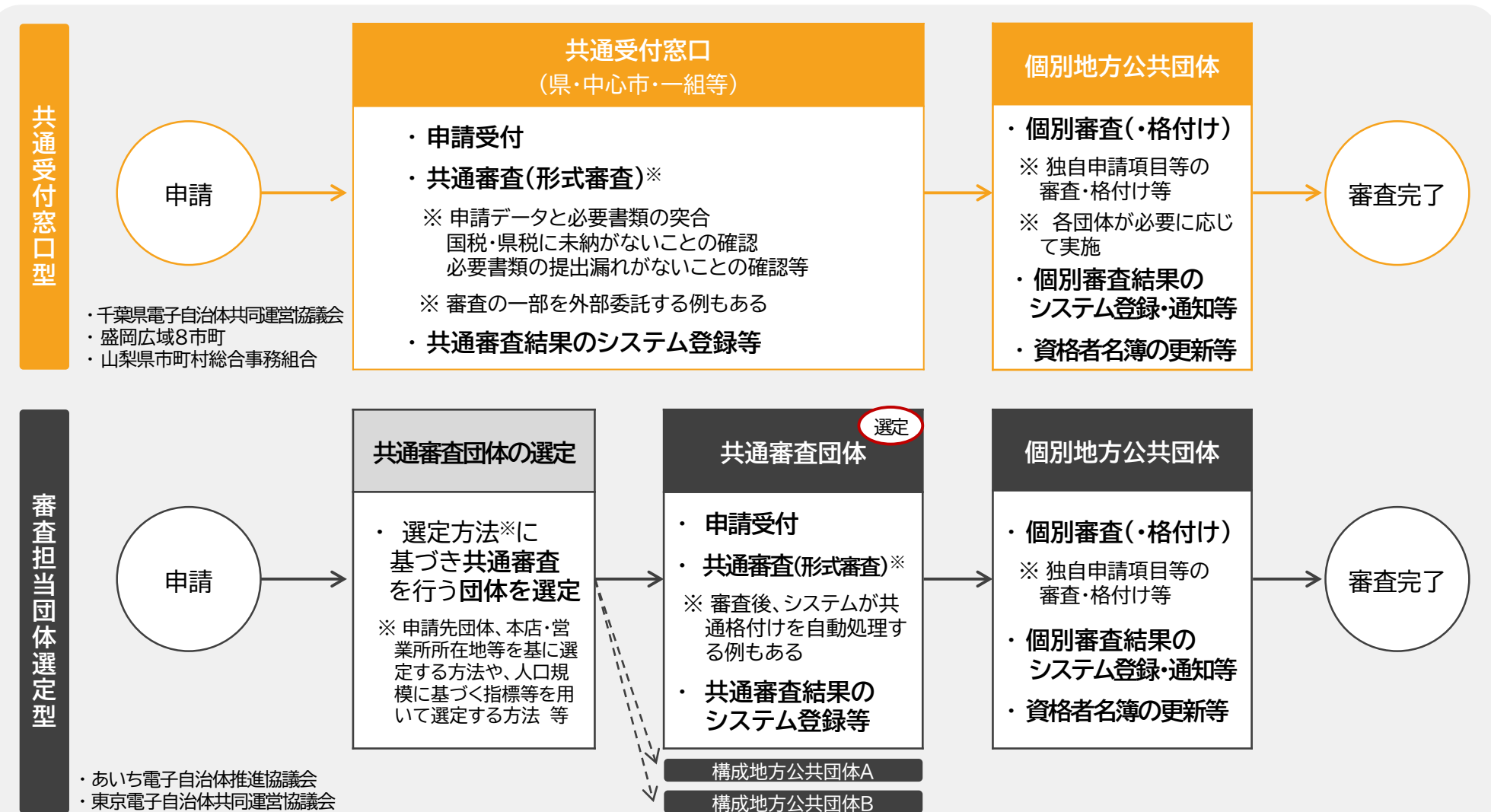
※ システムは、インターネット回線又はLGWAN回線から接続することができるよう構築。

事務フロー例⑤（山梨県市町村総合事務組合）



入札参加資格審査申請の共同受付・審査の方法

- 事務フロー例を踏まえると、地方公共団体の入札参加資格審査申請の共同受付・審査の体制は、大きく以下の2つに分類できるか。
 - ・ **「共通受付窓口型」**（共通審査(形式審査)を特定の地方公共団体が一括して行う方式）
 - ・ **「審査担当団体選定型」**（共通審査(形式審査)をあらかじめ定められた選定方法に基づき選定された地方公共団体が行う方式）



※ 実際には、共通審査の内容や個別審査の有無、審査結果の登録・通知の有無、資格者名簿の更新方法等は、個々の受付体制や個々の団体ごとに異なる。 18

共通の入札参加資格審査申請システムの主な機能

- 事務フロー例を踏まえると、共通の入札参加資格審査申請システムの主な機能は以下のように整理できるか。このほか、主な機能としてどのようなものがあるか。
- 地方公共団体は、事務の実情を踏まえ、これらの機能のうち必要なものを選択して共通システムに組み込んでいるものと考えられるか。

機能		千葉県 電子自治体共同 運営協議会	あいち 電子自治体 推進協議会	盛岡 広域8市町	東京 電子自治体共同 運営協議会	山梨県市町村 総合事務組合
事業者側	地方公共団体側					
申請データの入力		○	○	○	○	○
必要書類アップロード (必要書類の全部又は一部)		○		○	○	○
	共通審査団体の選定		○		○	
	共通審査結果の登録	○	○	○	○	○
	個別審査結果の登録	○	○		○	
	格付け(自動処理)				○	
審査結果の閲覧		○	○		○	○
	審査結果の通知(メール)		○		○	
	審査結果の連携 (csv等のダウンロード)	○	○	○	○	○
	審査結果の連携 (個別システムとの情報連携)				○	
	資格者名簿の作成・更新		○		○	
資格者名簿の閲覧	資格者名簿の公表		○		○	
	名簿情報の連携		○		○	

共同受付・審査の体制整備の例

	千葉県電子自治体 共同運営協議会	あいち電子自治体 推進協議会	盛岡広域 8 市町	東京電子自治体 共同運営協議会	山梨県市町村 総合事務組合
枠組み	任意の協議会 (県・市町村・一組・広域連合)	任意の協議会 (県・市町村・一組)	連携協約・任意の協力 (連携中核都市圏の市町)	任意の協議会 (市区町村・一組)	一組の共同処理 (甲府市以外の市町村・一組等)
構成	協議会(県が事務局)の電子 調達部会の下に ・インシデント調整WG、 ・規定規則WG、 ・普及広報WG、 ・FAQWG を開催	協議会(事務局は県)の事業 部会(システム設計・開発・運 営事項を審議)の下に検討会 を開催	広域市町が協定を締結し、 意見交換会を開催	協議会の下に総会・運営委員 会・情報セキュリティ委員会・電 子調達調整会議・各種部会を 開催。共同調達時は審査委員 会を開催	規約による共同処理。共同処 理団体の担当者会議、担当 課長会議を経て協議会に上 程し、その後組合議会で決定
項目等 決定方法	各WGの検討・調整を経て、 部会で協議・決定(全会一致)	検討会の審議・決定を経て、事 業部会で審議・決定(多数決)	意見交換会を行いながら決定	部会の検討を経て、全体会議 で協議し決定(多数決)	担当者及び担当課長会議の 協議を経て、協議会で決定
人的体制	事務局の県職員 2 ～ 4 名 (共通審査)	事業部会はシステム利用団体、 検討会は任意参加団体・県が 構成	業務委託、盛岡市職員 6 名 (共通審査)	構成団体から持ち回り 4 団体 が各 1 名を都(協議会を設置) に派遣。	会議は全共同処理団体、協議 会は 4 名の委員(市町村長)、 組合職員 24 名(定期審査時)
契約・ 経費負担	・協議会が協議会運営に係る 契約(システム改修費含む)を締結 ・経費は構成団体の均等割・ 歳出決算額割・名簿登載者 数割で按分 ・システム利用契約は構成団体 が個別に契約・利用料負担	・協議会がシステム保守管理 を発注 ・経費(システム改修費・運用 保守経費等)は事業部会員 の人口割で按分	・盛岡市がシステム運用委託・ 審査等業務委託を発注 ・経費は参加市町の申請件 数割で按分	・構成団体が以下の按分され た経費を契約金額として事業 者と契約 ・経費は構成団体が均等割 (6 割相当)、指標割(入札 件数・資格登録者数・4 割 相当)で按分	・組合がシステム保守を発注 ・経費は共同処理団体がシス テム保守委託料を均等割で、 審査事務費を資格者数割で 按分
申請方法 (原則)	システム + 郵送	システム + 郵送	システム + 郵送	システム + 郵送	システム + 郵送
受付・ 審査方法	① 共通受付窓口(県)が受付 ② 県が共通事項審査 ③ 各団体が個別審査	① 共通審査自治体(申請先団 体等によって決定)が受付 (個別書類は各団体が直接 受付) ② 共通審査自治体が 共通事項審査 ③ 各団体が個別審査	① 受付センター(業務委託先) が受付 ② 業務委託先が一次審査 (突合審査)、盛岡市が二 次審査(不備チェック) ③ 各団体が個別審査	① 共同受付窓口(システム)が 申請書類の一部を受付 ② システムがチェックし審査担当 団体を割当 ③ 審査担当団体が申請書類 を受付 ④ 審査担当団体が審査 ⑤ 一部の団体は独自格付け	① 組合が受付 ② 組合が共通事項審査 ③ 組合の一部の団体が、個別 に提出を求めた書類の審査
資格付与・ 格付け	団体ごと	団体ごと	団体ごと	団体ごと	団体ごと

共同受付・審査の体制の類型

- 地方公共団体は、共同で受付・審査を行おうとする団体の構成や事務の実情を踏まえて共同受付・審査の体制を構築しており、その**構築方法**は地域ごとに異なっているが、構築事例を踏まえると、概ね下表の「協議会型」、「協定型」、「一部事務組合理」に分類できるか。また、それぞれのメリット・デメリットをどう考えるか。

	協議会型(県＋市町村)	協議会型(市町村)	協定型	一部事務組合理
構成	協議会(県が事務局) ↓ 部会/委員会 等※ ↓ 検討会/担当者会議 等※ ※ システム開発・改修・運営、審査方法、規定・規則等を協議	協議会※1 ↓ 部会/委員会 等※2 ↓ 検討会/担当者会議 等※2 ※1 幹事団体は輪番制等 ※2 協議会の構成は地域ごとに異なる	共同受付に係る協定を締結 意見交換会や検討会を開催	(組合理規約による共同処理) 協議会 → 組合理議会 ↓ 担当課長会議/幹事会 ↓ 担当者会議 ※ 協議会の構成は地域ごとに異なる
項目等 決定方法	検討会等 → 部会等 (協議・決定等)	部会等 → 全体会議等 (協議・決定等)	意見交換会/検討会 における協議・検討	担当者及び担当課長会議の 協議を経て、協議会で決定
人的体制	県職員 ※ 派遣職員の派遣を受ける例もある ※ 県が市町村から審査事務を受任する例もある	幹事団体職員 ↓ 複数の 構成団体が 輪番で 職員を派遣	県/中心市等職員	一部事務組合職員
受付・ 審査方法	共通受付窓口型 ↓ 審査担当団体 選定型	共通受付窓口型 ↓ 審査担当団体 選定型	共通受付窓口型	共通受付窓口型
契約締結	協議会(又は県)がシステム保守 管理・改修等に係る契約を締結 ※ システム利用契約は各団体が個 別に契約する例もある	例1 幹事団体がシステム保守管 理・改修等に係る契約を締結 例2 各構成団体が契約を締結	県/中心市等が保守管理・改修等 に係る契約を締結	一部事務組合が保守管理・改修等 に係る契約を締結
経費負担	構成団体の負担金 ※ 経費の按分方法は、均等割・ 人口割・名簿登載者数割等、様々	構成団体の負担金(例1の場合) ※ 経費の按分方法は、均等割・ 人口割・名簿登載者数割等、様々	構成団体の負担金 ※ 経費の按分方法は、申請件数割・ 名簿登載者数割等、様々	構成団体の負担金 ※ システム改修費等に加え、審査 事務費を均等割・名簿登載者数割 等で按分
団体例	群馬県、千葉県、 神奈川県、 長野県、大分県 ↓ 愛知県、島根県	北上市、 多賀城市 ↓ 町田市	埼玉県、盛岡市	山梨県市町村総合事務組合 三重県市町村総合事務組合

- 1 検討の背景
- 2 地方公共団体における共同受付・審査の実施及びシステム整備の状況
- 3 共同受付・審査の事務フローと体制整備、共通システムの主な機能等
- 4 広域又は全国的な共同受付・審査の体制及び共通システムの特徴

広域又は全国的な共同受付・審査の体制及び共通システムの特徴①

- 広域な(都道府県等单位の)入札参加資格審査申請システム及び共同受付・審査の体制と全国的な当該システム及び体制のそれぞれの特徴について、次のとおり考えられるか。これらの特徴を踏まえ、将来的な共通システムの整備の方向性としてあるべき姿をどのように考えるか。また、整理しなければならない論点としてどのようなものがあるか。

		全国単位	都道府県等单位
1	事業者の 利便性の向上	□ 都道府県等の区域を超えて全国の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者にとっては、単一のシステムを通じて複数の地方公共団体に申請することが可能となり、利便性が向上する。 ↑↓ ● 地方公共団体にとって、全国的に調達関連手続を行う事業者がどの程度見込まれるのかは様々であると考えられる※。 ● 都道府県等单位で共同受付・審査を行う場合と比べ、都道府県等单位での地域の実情を踏まえた独自項目等の共通化が進みにくく、当該項目等の設定のばらつきが大きくなる可能性があるか。	□ 複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者にとっては、個別の地方公共団体ごとに申請をする必要がなくなり、利便性が向上する。 ↑↓ ● 都道府県等ごとに申請を行う必要がなお残る。 □ 全国単位で共同受付・審査を行う場合と比べ、地方公共団体間の丁寧な合意形成が可能であることから、独自項目等の共通化が進みやすく、当該項目等の共通化される範囲が広がる可能性があるか。

※ 入札参加資格者名簿への事業者の登録状況

	都道府県内事業者数の平均割合		都道府県外事業者数の平均割合
		うち団体内事業者数の平均割合	
都道府県	57.6%	—	42.4%
市区町村	63.9%	9.4%	36.1%

都道府県内事業者数の割合が最も大きい都道府県 98.7%
都道府県内事業者数の割合が最も小さい都道府県 25.3%

都道府県内事業者数の割合が最も大きい市区町村 100%(9団体)
都道府県内事業者数の割合が最も小さい市区町村 17.2%

※ 都道府県内事業者数と都道府県外事業者数を集計していない団体等を除く ※ 「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報・精査中)

広域又は全国的な共同受付・審査の体制及び共通システムの特徴②

		全国単位	都道府県等单位
2	地方公共団体の 審査事務の効率化	□ 一般に、事務処理の方法が共通的である事務については、共同処理することによって、効率化するものと考えられる。入札参加資格審査についても、全国的に共同受付・審査を行うことによって、各地方公共団体が単独で又は都道府県単位で受付・審査を行う場合と比べ、事務処理が効率化するものと考えられるか。 ● 都道府県等单位で共同受付・審査の体制を構築する場合と比べ、地方公共団体における地域の実情を踏まえた申請項目等の設定がしにくくなることをどのように考えるか。 ● 都道府県等单位で共同受付・審査の体制を構築する場合と比べ、地方公共団体が、審査事務の実態を踏まえて共同受付・審査の体制を柔軟に構築することができなくなるか(各地方公共団体の事務処理の状況を踏まえた共通審査団体の設定・調整ができないなど)。また、事務処理の方法の大幅な見直しが必要となる可能性があるか。	□ 都道府県等单位で共同受付・審査を行うことによって、各地方公共団体が単独で受付・審査を行う場合と比べ、事務処理が効率化するものと考えられるか。
			 ● 全国単位で共同受付・審査を行う場合と比べ、共同処理をする団体数が少ないことから、効率化の効果は限定的となるか。 □ 全国単位で共同受付・審査の体制を構築する場合と比べ、地方公共団体における地域の実情を踏まえた申請項目等の設定が容易となるか。(選択申請項目等や独自項目等を都道府県単位で設定することにより、共同受付・審査を効率化する等) □ 全国単位で共同受付・審査の体制を構築する場合と比べ、地方公共団体が、審査事務の実態を踏まえて共同受付・審査の体制を主体的に構築することができるようになるか。

広域又は全国的な共同受付・審査の体制及び共通システムの特徴③

		全国単位	都道府県等単位
3	共同受付・審査の体制	● 共同受付・審査の体制を構築するためには、 ・ 協議会等の体制 ・ 人的体制 ・ 共同受付・審査の方法 ・ システム等の開発・改修主体及び契約方法 ・ 経費負担 等について詳細に検討した上、全地方公共団体間の調整・合意形成が必要となるが、直ちに全国単位での共同化を図ることの実現可能性をどのように考えるか。 ● 全国単位で協議会等の体制を構築することとなるため、都道府県等単位で体制を構築する場合と比べ、システム整備・運用等をはじめ、受付・審査事務の処理について、個々の地方公共団体の意見が反映されにくくなることをどのように考えるか。	□ 共同受付・審査の体制について、既に都道府県等単位で共同受付・審査の体制を構築している例があることを踏まえると、全国単位での共同受付・審査の体制を構築する場合と比べ、実現可能性が高いと考えられるか。 □ 既に都道府県等単位で共同受付・審査の体制を構築している地方公共団体においては、既存の体制を有効活用することができるか。 □ 都道府県等単位で協議会等の体制を構築することとなるため、全国単位で体制を構築する場合と比べ、システム整備・運用等をはじめ、受付・審査事務の処理について、個々の地方公共団体の意見が反映されやすくなるか。(丁寧な合意形成が可能となるか。)

広域又は全国的な共同受付・審査の体制及び共通システムの特徴④

		全国単位	都道府県等单位
4	システムの機能等	□ 一般に、共通システムを整備し、当該システムの利用が拡大することによって、各地方公共団体における個別のシステム整備・運用が不要となることから、各団体のシステム整備・運用に係るコストは低減するものと考えられる。入札参加資格審査申請システムについても、全国共通のシステムとして整備・運用することによって、地方公共団体が単独で又は都道府県単位でシステムを整備・運用する場合と比べ、コストが低減するものと考えられるか。 ↑↓ ● 他方、既に都道府県等单位で共通システムを整備・運用している地方公共団体における既存システムの置き換えに係るコストをどう考えるか。例えば、建設工事の入札参加資格審査と合わせて申請システムを整備している場合の置き換えコスト等はどうか。 ● 地方公共団体における入札参加資格審査申請システムの整備の状況や、整備されている場合の当該システムの機能については、各地方公共団体において事務の実情を踏まえて決定していることから、地方公共団体ごとに異なっている。こうした中、全国的共通のシステムとして整備する場合、当該システムの機能を統一することができるか。また、どのような機能を組み込むことが考えられるか。	□ 都道府県等单位で共通システムを整備・運用することによって、地方公共団体が単独でシステムを整備・運用する場合と比べ、コストが低減するものと考えられるか。 ↑↓ ● 全国共通のシステムとして整備・運用する場合と比べ、都道府県等单位でシステムを整備・運用することから、コスト低減の効果は限定的となるか。 ↑↓ □ 既に都道府県等单位で共通システムを整備している地方公共団体においては、既存の共通基盤を有効活用することができるか。 □ 都道府県等单位で共通システムを整備することから、全国共通のシステムとして整備・運用する場合と比べて、個々の地方公共団体の意見を踏まえたシステム整備が可能となるか。(ただし、将来的な情報連携等を見据え、必要最低限でのカスタマイズとすることが重要か。)
		高機能(各団体の個別システムとの自動での情報連携等)を求める地方公共団体に合わせてシステムを整備した場合、小規模市町村等において、オーバースペックとなり、十分な投資対効果を得られないこととならないか。	● 全国共通のシステムと地方公共団体の個別システムとの接続方法(LGWANを通じた政府共通プラットフォームとの接続の可否等)やセキュリティの確保について検討が必要か。